

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日行
當日に休き
が休日と翌
当たるの

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 風 四 次

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

- ◆告示 次
 - 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
 - 土地改良事業の工事の完了（三件）（農村整備課）
 - 保安林の指定予定（造林課）
 - 保安林の指定の解除予定（三件）（＝）
 - 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
 - 建築基準法による道路の位置の指定（建築課）
 - 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
 - ◆正誤 平成元年五月鳥取県告示第六百十七号中訂正

指定番号	種別	図書	発行記号等	類別表示された発行所名
3370	雑誌その他 の刊行物	BANANA PRESS	B P 7 — J	アリス出版
3371	"	本番REVIEWS り・ふ・れ・い・ん	K E オ E	アリス出版
3372	"	THEラブニュース	L J 7 — J	アリス出版
3373	"	SWEET 本番取次	S T 7 — J	Do企画
3374	"	SPOON vol. 28	S P 7 — J	Do企画
3375	"	耽文津悦 繋がれて・・・	K E オ G	Do企画
3376	"	ナイト・エンジェル	N A 7 — J	Do企画
3377	"	新妻凌辱 花嫁夢情	K E オ F	Do企画
3378	"	HUMMING	H M 7 — J	Do企画
3379	"	宵待草	K E オ 3	Do企画
3380	"	ザ・トップ MAGAZINE 1月号	雑誌 1 4 0 0 7 — 1	株式会社大亜出版

鳥取県告示第六百三十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十回附）

平成元年6月6日 火曜日

鳥取県公報

3381	"	CITY PRESS 2月号	雑誌 0433 9-2	株式会社東京三世 株式会社サン出版	平成元年六月六日
3382	"	シネマロード 2月号	雑誌 0435 5-2	株式会社東京三世 株式会社東京三世	平成元年六月六日
3383	"	VIDE PAL 2月号	雑誌 ド176 27-2	株式会社東京三世 株式会社東京三世	平成元年六月六日
3384	"	ベストビデオ 2月号	雑誌 1797 9-2	三和出版株式会社 三和出版株式会社	平成元年六月六日
3385	"	アップル通信 3月号	雑誌 0155 9-3	三和出版株式会社 考友社出版株式会社	平成元年六月六日
3386	"	Cosmos 通信 3月号	雑誌 1396 3-3	考友社出版株式会社 株式会社サン出版	平成元年六月六日
3387	"	美少女CLUB 3月号	雑誌 0763 5-3	株式会社サン出版 株式会社サン出版	平成元年六月六日
3388	"	PRIVATE 4月号	雑誌 ド128 7-1	三共図書出版社 三共図書出版社	平成元年六月六日
3389	"	HARDギャル 6月号 ~	なし	株式会社浪速書房 株式会社浪速書房	平成元年六月六日
3390	"	ビデオ フラッシュ 6月号	雑誌 ド133 79-6	株式会社浪速書房 株式会社浪速書房	平成元年六月六日
3391	"	GALS STORY 7月号	なし	三共図書出版社 三共図書出版社	平成元年六月六日
3392	"	ルンルン RUNRUN 写真 7月号	雑誌 ド128 7-1	三共図書出版社 三共図書出版社	平成元年六月六日
3393	"	VIDE GAL通信 No. 19	なし	三共図書出版社	平成元年六月六日

たのど、回条第一項の規定による表示ある。

鳥取県知事 西 麻 岩 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
久米ヶ原土 地改良区	土地改良総合整備事業(一般) 服部 地区農道整備	平成元年1月1十八日

鳥取県知事 西 麻 岩 次

鳥取県知事第六回川十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十一条の二第一項の規定に基で、次のとおり土地改良事業の工事を説いた旨の届出があつたので、回条第二項の規定による表示する。

鳥取県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
会見町	農村総合整備モデル事業鶴田地区は場整備	昭和五十八年三月十九日
谷地区	会見（荻名）	昭和五十九年三月二十日
前地区	会見（地尾）	昭和五十九年三月十九日
大谷地区	会見（蔵本）	昭和五十九年三月二十日
鳴居地区	会見（才谷）	昭和六十一年三月二十日

鳥取県告示第六百四十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字柄市谷左平四七三、大字埴師字後谷口八五、八五の一、字後谷八九次二、八九次三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

4 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字荒津返五〇四の三一、五〇四の四六、字向小谷五二〇の一、五二〇の二八、八東町大字用呂字大平一六三四、一六三五、字大谷九四五、九五五、九五六、九五九、九六〇、九九四、

九九七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3-1 保安林予定森林の所在場所

氣高郡青谷町大字河原字家ノ奥九〇七から九〇九まで、九一〇の二、九一一、一四三九、一四六五、字坂下九九五、九九七、字勝負谷一〇〇七、一〇〇八、一〇〇八の一、一〇〇九、一〇〇九の一、一〇一〇、一〇二三、一〇二四の一、字南谷一四八四、字八鹿地一〇二六、一〇二七、一〇二八の一、一〇二九の一、一〇三〇、一〇三〇の一、一〇三一の一、字坂ノ谷一五〇一の一、一五一〇の三、字袋谷一五五〇

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

4-1 保安林予定森林の所在場所

米子市大篠津町字高場八五一の九地先・字戎六八八の一〇地先・六八九の一地先・字安田三八五の四地先・三八五の三一地先（以上五筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字羽衣石字下モ堤谷九〇九の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百四十五号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一四・一八八五の二三・一八

八五の三四・一八八五の四七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字生子山一三六七の一・字水谷山一七一七の一五から一七一七の一八まで・一七一七の二〇から一七一七の二二まで・字奥山一八八五の五〇（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
役場に備え置いて縦覧に供する。)

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年二月十五日 鳥取県指令受鳥土維第千八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市松並町二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市古豊千五六一一二

ウベハウスマ海棠工業株式会社

代表取締役 永瀬正治

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年十一月七日 鳥取県指令受都計三一二第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市津ノ井字下泓ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市津ノ井二五八一一

岡本公男

鳥取県告示第六百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

- 一 施行者の名称
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十四年四月二十三日から平成五年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 収用の部分 昭和四十四年四月建設省告示第千五百九十六号、昭和四十八年二月鳥取県告示第百六十号、昭和五十年三月鳥取県告示第三百八号、昭和五十年十一月鳥取県告示第九百九十一号、昭和五十一年七月鳥取県告示第五百八十一号、昭和五十二年六月鳥取県告示第四百八十六号、昭和五十三年三月鳥取県告示第二百五十二号、昭和五十四年五月鳥取県告示第四百三十二号、昭和六十一年三月鳥取県告示第二百五十二号及び昭和六十三年三月鳥取県告示第三百六十一号の事業地のうち米子市米原、錦町三丁目、両三柳、立町四丁目、灘町三丁目、花園町、旗ヶ崎、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、三旗町、愛宕町、大谷町及び道笑町三丁目地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第六百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年六月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取市南吉方一丁目八 七 ミサワホーム鳥取株式 会社	東伯郡羽合町大字長瀬 字天王六〇九一四	幅員 六・一五 延長 五三・四七
代表取締役 金澤泰治		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する

る規則（昭和六十年國家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年六月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名	回胴式遊技機	アトム一〇
ぱちんこ遊技機	パワーステーション一〇	京楽産業株式会社	アレンジボール遊技機	ペガサスラビットII
	レボリューション一〇		ワイヤライ	アラジン
	レボリューション二			
	ロールトップ			
	ロールトップX二			
	フィーバーシャリオI			
	フィーバーレクサスV			
ハミングI				
サンダーボルト一〇				
インパルス二	株式会社まさむら遊機			

平成元年五月鳥取県告示第六百十七号（町の区域の新設について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

正 誤

頁 二 段 上

誤 ので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年五月三十日

正 ので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設は、平成元年六月一日からその効力を生ずる。
平成元年五月三十日